

### 第3回

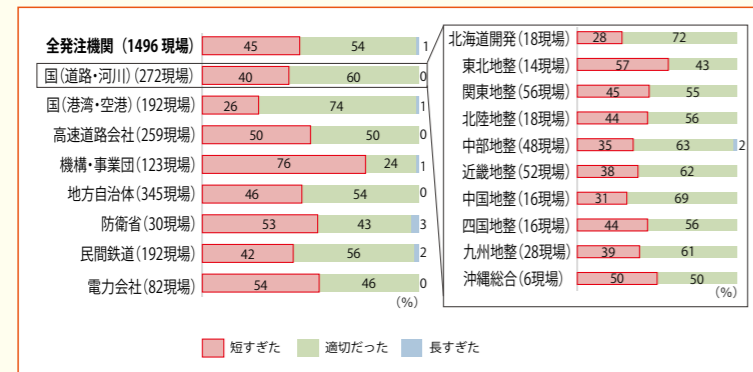
# 発注者が取り組む建設業の働き方改革

建設業の働き方を考えるシリーズ「建設業の明日を拓く」。第3回は発注者の取組みに焦点を当てる。国土交通省ではその発注工事で週休二日を積極的に導入するなど、建設業の働き方改革を進めている。その成果を日本建設業連合会のアンケートから紹介する。また、国土交通省中部地方整備局と茨城県土木部に取材。発注者に広がる取組みを追った。

## 日建連アンケート調査からみる半年後に向けた現状と課題

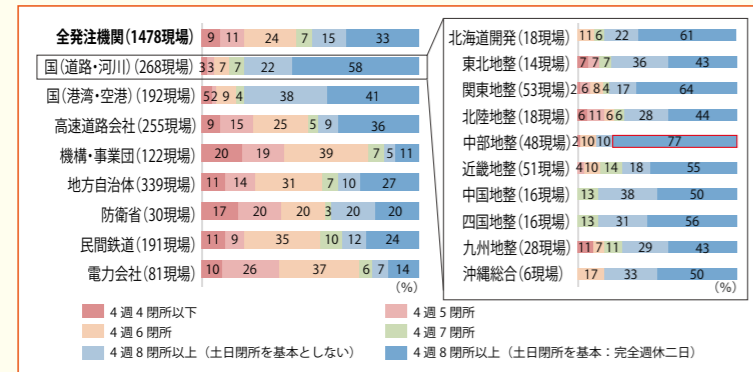
日建連は毎年、国土交通省・地方整備局及び北海道開発局との共催により「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を開催している。2023年度の議論の中心となったのは、上限規制への対応と長時間労働是正、そして週休二日の導入。2021年10月から2022年9月までの工事を対象に実施した、適正な工期設定や施工条件などについての調査結果をもとに活発な議論が行われた。

調査によると、工期が短すぎたという現場は45%。受注者の責によらず工事一時中止となった現場は約40%にも上った。建設現場に従事する技術者については、建設現場の約40%で単月平均残業時間が45時間を超過していることなどが示された。また、時間外労働の削減につながる週休二日やフレックス方式の余裕期間制度の導入についての現状も明らかになった。半年後に迫る上限規制の適用に向けて、受発注者による更なる取組みが求められる。



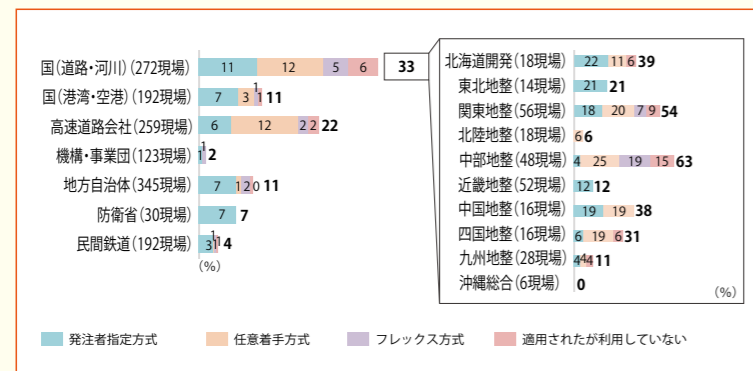
### 4週8閉所のための当初発注工期の適正さ

国(道路・河川)の工事で4割、高速道路会社や自治体の工事で約5割、機構・事業団の工事で約7割が、工期が短すぎたと回答している。すべての発注工事において、週休二日の確保や時間外労働上限規制を踏まえた標準工期の設定が求められる。



### 土日現場閉所による完全週休二日

国(道路・河川)では土日閉所を基本にした4週8閉所が50%を超える。地方整備局など別の実績を見ると、他機関に先行して完全週休二日に取り組んでいた中部地整での4週8閉所が77%と、非常に高い結果となっている。



### 余裕期間制度の運用状況

余裕期間制度の採用は拡大しているが、受注者が工事の始期終期を全体工期内で選択できるフレックス方式はまだ少ない。フレックス方式の余裕期間制度の導入は「配置技術者の柔軟な運用」「施工計画の入念な検討」に効果があり、時間外労働の削減にもつながる。

※契約ごとに工期の3%を越えず、かつ、4カ月を越えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期(工事開始日)もしくは終期(工事完了期限日)を発注者が指定、または受注者が選択できる制度

(日建連「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会資料」を基に作成)

### まずは量の確保から 今後は質の向上へ

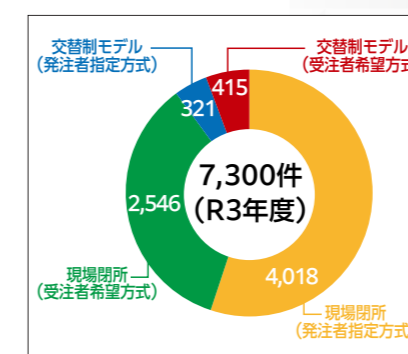
建設業の働き方改革には、発注者の協力が欠かせない。国土交通省では建設業における休日数を増やし、より働きやすい職場環境をつくるための取組みを実施。半年後に迫る上限規制への対応、更には魅力的な産業への変革に向けて様々な施策を展開している。

二〇一七年、政府は「働き方改革実行計画」を策定。このなかで建設業は、「適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休二日の推進などの休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠」とされた。これを受けて国土交通省は、建設業がより魅力的な産業として持続的に発展していくために、働き方改革を積極的に推進することを表明。休日の確保や長時間労働の是正に向けた対策を実施し、また、発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など必要な環境整備を行うことを示した。

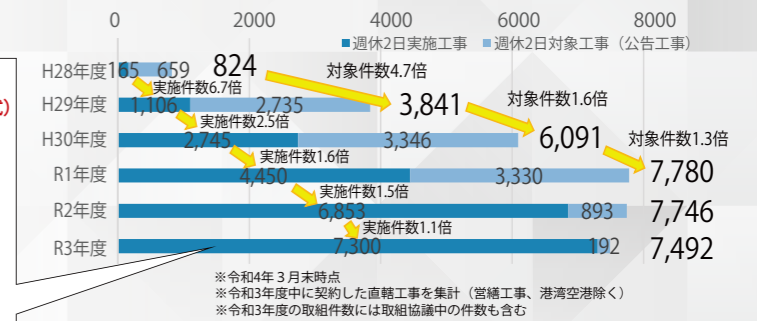
具体的取組みとして、特に直轄土木工事において率先して週休二日による工事の発注を推進。既に二〇一六年度から週休二日モデル工事を実施していたが、この動きを更に拡大するべく様々な施策を実施。週休二日を前提とした工期設定が可能となるよう、工事着手準備期間や後片付け期間の見直し、施工時期の平準化、余裕期間制度の活用推進、工期設定支援システムの作成などの整備を進めていった。また地方公共団体にも働きかけ、公共工事全般へと施策の範囲を広げた。取組みは着実に進展し、二〇二三年度には原則すべての直轄土木工事で発注者指定による週休二日モデル工事が実施されている。

今後は更に一歩進み、直轄土木工事において週休二日の「質の向上」に向けた施策をパッケージで推進していくという。これまでの取組みでは休日の量を確保することに主眼を置いてきたため、モデル工事は通期での週休二日を目指す内容となっていたが、これを、月単位での週休二日取得を標準としたものへと移行。休日の質を向上させることを目指す。そのためにも今後、工

### 週休二日工事の実施状況(直轄)



(国土交通省HP掲載資料を基に作成)



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824	3,841	6,091	7,780	7,746	7,492
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾空港除く)  
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

国土交通省各地方整備局（以下、地整）でも取組みが進む。なかでも中部地方整備局は週休二日の導入に先進的に着手。ほかにも、書類削減に向けて現場の声を取り入れるなど、課題解決を図っている。他業界で週休二日が当たり前になっただけでなく、担い手の確保のためにも今すぐにも取り組まなければならぬと堀謙一郎技術調整管理官は語る。

## 危機感を背景に

### 二〇一四年から試行を開始

——地整のなかではいち早く4週8閉所に取り組まれていますね。

二〇一四年から週休二日の試行工事に着手し、順次件数を増やしてきました。背景にあったのは、建設業の就業者が高齢化し、生産年齢人口が減少するなかで担い手の確保が困難になるとい、建設業界が共有する危機感です。国や業界団体が対策が議論されるなか、「まずはやってみよう」と始めました。二〇一七年七月からは発注者指定型、受注者希望型を合わせて週休二



国土交通省  
中部地方整備局 企画部  
技術調整管理官  
堀謙一郎 Kenichiro Hori

日（完全週休二日、週休二日相当）の試行を始め、二〇二一年一〇月以降はすべて発注者指定型として運用しています。

週休二日を確保するということは、当然工期が延びます。地域の建設企業が施工する中小工事では、人員を確保するのが難しい、河川工事は非出水期しか施工できないなど課題はたくさんありましたが、できることから試行工事で実績を積み改善を重ねてきました。

——開始から約一〇年、取組みの進捗状況はいかがでしょう。

二〇二二年の中部地整の週休二日対象工事は全体の九七％。災害復旧やどうしても難しい工事を除き、基本的にすべての工事で実施できるまでに前進しています。他業界で週休二日が当たり前になっているな

か、担い手確保のためにすぐに始める必要があることを関係各所に丁寧に説明して進めてきたことが、成果につながっているのだと思います。

——ほかにも労働時間削減につながる施策を実施されていますね。

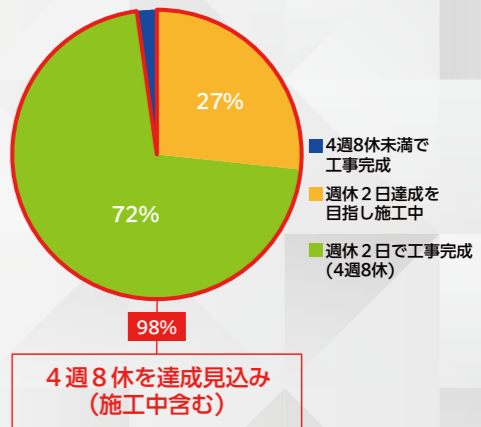
技術者の長時間労働の一因としてよく耳にするのが、書類の作成です。中部地整でもワーキンググループを立ち上げて工事書類の削減や簡素化を進めていきましたが、「成果は上がっているものの効果が実感できない」という声も聞こえていました。そこで、更に一歩進めて、工事の主任監督員や現場代理人からヒアリングをして改善点を探る取組みを始めました。やはり、現場での労働時間を減らすには現場の声を聞かないことには始まりませんからね。

建設業の働き方改革を進めるために、発注者に求められることは何でしょうか。

週休二日の取組みは引き続き実施していきませんが、そのためには適切な工期の設定を遵守していきま

### 2021年度工事での達成状況 (2023年6月末時点)

#### 発注者指定型の実施状況



(国土交通省中部地方整備局提供資料を基に作成)

## 徹底した議論を重ねて 就労環境改善へ

——完全週休二日にこだわった理由をお聞かせください。

二〇一五年に試行工事として初めて週休二日を導入しましたが、その後、働き方改革に対応するにはより先進的なものが必要との考えから、二〇一八年に完全週休二日を導入しました。ほとんどの産業で当たり前に休んでいる土日という固定された休暇をつくるのが重要だと考え、県の姿勢としてはつきりと打ち出したのです。

運用するなかで、二〇二二年度か

らは例えば悪天候の休工日などについて振替を認めるなど柔軟性を持たせて、より取り組みやすい制度へと変更するなど工夫を重ねています。

——導入時、関係者からはどのような反応があったのでしょうか。

建設業界からはすべての土日を休みにする完全週休二日について「厳しい運用だ」という声が出ましたが、関係者との意見交換の場で、大多数の土日休日に合わせることで業界のためになるという説明を続けてきました。その結果、担い手確保のために完全週休二日の考え方が大切だと理解していただけるようになりました。現在では、地整と県、市町村、県建設業協会とが連携して毎土曜日を二斉休工日とするなど、関係者で足並みを揃えて取組みを行っています。



茨城県  
土木部 検査指導課  
技佐兼課長補佐(技術総括)  
伊藤 豪人 Hideto Ito

### 2023年度の重点取組み

<b>1 全ての建設工事でICTを活用する仕組み</b> ①ICT機器による施工 ※(1)、(2)のいずれか (1)ICT活用促進工事 (R5~) ・発注者指定型の拡大(土工、5000㎡以上) ・対象工種拡大(ICT構造物、ICT法面) (2)遠隔臨場 (R5~) ・全ての工事を実施(機器故障、材料確認、立会のない工事を除く) ②情報共有システム (R5~) ・対象書類の拡大(出入形管理一覧表等) <b>土木部発注の建設工事は100%、ICTを活用する。(①と②を実施する)</b>	<b>2 週休2日制を推進する取組み</b> ○週休2日制促進工事 (R5~) ・3,000万円以上の工事は、原則、発注者指定型により発注する。 ・受注者は、従前の「完全週休2日制」に加え、「4週8休体制(月単位)」を選択可能にする。 <b>週休2日制を適用する工事の大幅増を目指す。</b>
<b>3 工事検査書類を削減する取組み</b> ○検査書類限定型工事(R5~) ・3,000万円以上の工事を対象に実施する。 <b>検査時に必要となる書類を限定することで、作成書類の削減、監督員との重複確認を避け、効率化を図る。</b>	<b>4 迅速な単価改定の取組み</b> ○資材単価の臨時市況調査 (R4~、継続) ・主要資材(生コン、アスファルト合材、石材、コンクリート2次製品)の単価について、年4回の定期調査のほか、急激な価格高騰が確認された場合は臨時調査を実施。 ・R4年度は、計5回の臨時調査を実施(定期調査の前倒しを含む)。 ○労務単価の前倒し改定 (R5.3月) ・R5年度の労務単価は、前年度比で6.4%増。 <b>資材価格に急激な価格変動があった場合でも、速やかに設計単価に反映し、適切な予定価格算定に資する。</b>

(茨城県提供資料を基に作成)

——開始から八年が経ちますが、手

応えはありますか。

週休二日の適用工事件数は着実に伸びています。その他の指標として、県内建設業における女性技術者の入職率が、二〇一八年度の三・四％から二〇二〇年度には九・七％へ増加しました。「建設業できちんと休みが取れる」というイメージが広まってきている一つの表れかもしれません。

今後は、全ての発注機関が足並みを揃えることが週休二日制浸透の

カギだと考えます。特に、市町村については、それぞれに事情があり難しい面も多いことは承知していますが、とにかく県が先導することが重要だと考えています。

また、ICT施工も拡大していきたいですね。現在、国土交通省の運用をベースにした県独自の発注方式も導入しています。三次元での測量や設計データ作成などについて外注や部分作成での活用を認めたり、小規模工事でのICT施工導入を容易にする発注方式です。県としては、中小企業にも活用を促し、生産性向上へつなげたいです。

——二〇二四年四月からは時間外労働上限規制が適用されます。

建設業の働き方について県土木部ではこれまで、建設業界や国など関係機関と多くの議論を重ねてきました。しかし、天候の影響を受けやすい港湾工事などで週休二日をどう確保していくか、また、休日道路に穴が空いたなど緊急の場合はどうするのかなど議論すべきことはまだまだたくさんあります。

建設業の就労環境改善のために今後も議論と試行を重ねていきます。